

## 学校教育情報化推進専門家会議運営規則（案）

令和 3 年 9 月 日  
学校教育情報化推進専門家会議座長決定

「学校教育情報化推進専門家会議の設置について」（令和 2 年 2 月 4 日関係省庁申合せ）第 6 項の規定に基づき、学校教育情報化推進専門家会議運営規則を次のように定める。

### （総則）

第 1 条 学校教育情報化推進専門家会議（以下「専門家会議」という。）の議事の手続その他専門家会議の運営に関し必要な事項は、「学校教育情報化推進専門家会議の設置について」に規定するもののほか、この規則に定めるところによる。

### （専門家会議）

第 2 条 座長は、専門家会議の議長となり、議事を運営する。

2 座長がやむを得ない理由により専門家会議に出席できないときは、専門家会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### （会議の公開）

第 3 条 専門家会議は、原則として公開とする。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

### （議事概要等の公開）

第 4 条 座長は、議事の経過について、専門家会議に出席した委員等の確認を得て議事概要を作成するものとする。

2 専門家会議における議事概要及び配布資料は、原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

### （雑則）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、専門家会議の議事の手続きその他専門家会議の運営に関し必要な事項は、事務局が専門家会議に諮って定める。